

○東御市住宅用蓄電池設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地球温暖化防止対策の一環として、市内における再生エネルギーの導入を促進するため、住宅用蓄電池の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、東御市補助金等交付規則（平成16年東御市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「対象システム」とは、太陽光発電設備で発電した電力を蓄電し、太陽光発電設備と連結する物で定置型のもの、かつ、未使用のものをいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、自ら居住し、若しくは居住する予定の市内の住宅（店舗との併用住宅を含み、賃貸集合住宅は除く。）に太陽光発電設備を設置した者（太陽光発電設備の設置を行おうとする者を含む。）で、対象システムの設置を行おうとするもの又は太陽光発電設備及び対象システムが設置された市内の新築住宅を購入しようとする者とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、設置費用の10分の1以内とし、10万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、対象システムに係る設置工事に着手する前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの購入及び設置に係る契約書の写し
- (2) 前号に規定する書類で対象システムの購入及び設置に係る費用の明細が確認できない場合は、当該費用の明細が明記された書類（対象システムの販売又は設置を行った事業者が作成したものに限る。）
- (3) 設置場所の位置図並びに対象システムの図面及び仕様
- (4) 既設の太陽光発電設備の写真又は太陽光発電設備の設置に係る契約書の写し

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(計画変更の承認申請及び決定)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、交付決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに計画変更・中止・廃止承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更等の承認申請があったときは、当該変更等を承認するかどうかを決定し、計画変更・中止・廃止決定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、対象システムの設置等が完了した後、速やかに補助金実績報告書（様式第5号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置等に要した費用に係る領収書の写し及び内訳書
- (2) 対象システムの設置状況が分かる複数の箇所の写真
- (3) メーカー保証書その他の新品の機器を設置したことが確認できるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

（交付額の確定及び通知）

第9条 市長は、前条の補助金実績報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

（交付請求）

第10条 前条の規定により補助金額確定の通知を受けた者は、補助金額確定通知書の交付日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の東御市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱の規定に基づき交付額の確定を受けた補助金の交付については、なお従前の例による。